

【論 説】

アメリカの対日占領政策とその変遷 [2]

池 田 十 吾

目 次

5. 対日占領政策の修正と転換
6. 対日講和への動き
7. ダレス代表による対日講和の調整
8. サンフランシスコ講和会議へのプロセス
おわりに

5. 対日占領政策の修正と転換

1946年から1947年にかけて、アメリカの対日占領政策の修正を余儀なくする二つの変化があった。第一は、ヨーロッパにおける米ソの対立による東西冷戦の始まりとその進行であり、冷戦の始まりは、アメリカ政府に対日占領政策の修正と転換を迫ろうとしていた。第二は、アジアにおける、マーシャル特使による中国国民党と共産党との国共合作調停の失敗が、戦後アジアの混乱を予兆するものになり、対日占領政策に対して次第に影響を及ぼすことになる。

まず、アメリカの戦後の対日政策の基本的スタンスは、対日占領政策の立案過程における責任者の一人であるブレイクスリー (George H. Blakeslee) 博士によると、「日本の国際復帰」の保障¹⁾が、対日占領の基本方針であったと言えるであろう。それは、日本の破局が「アジアと世界における不安定要因の創出につながり、ひいては米国自身の実際の道義的損失を招く」²⁾とのブレイクスリー博士の信念に基くものであった。

これに対して、国務省のホーンバック (Stanley K. Hornbeck) 極東部長は

「戦後米国は、日本を必要としないであろう」³⁾との極論を主張している。しかし、「戦後日本を国際社会に復帰させ、他国と平和的強調の道を歩ませる『再復帰 (reintegration)』の思想こそ戦後米国外交の理念の一大潮流であった」⁴⁾との指摘がある。事実、戦後日本経済を考えるに際して、「第一は、日本からすべての近代的産業をはぎ取り、対外貿易を禁じて、江戸時代段階の農業経済に後退させようとする極論。第二は、日本から重工業と海運力を奪う立場。第三は、日本を非武装化しても、ごく一部の例外を除き、主要産業には手をつけず、経済復興の機会を与える考え方」⁵⁾の三つ意見があった。しかし、アメリカの基本的な考え方は、戦後日本を国際社会に復帰させることであり、他国との平和的協調にあったと言える。

また、対日占領初期において、アメリカは日本の政治、経済などの基本的な国家システムを改革することになった。例えば、1946年6月21日、7ヶ月余りに渡って日本を調査したアメリカのエドウィン・ポーレー (Edwin W. Pauley) 特使は、「対日賠償方針」に関する報告書を作成し、トルーマン大統領に上呈した。ポーレー特使の報告書は、その冒頭において「アメリカは日本による真珠湾攻撃を決して忘れないであろう」⁶⁾との厳しい指摘をして、さらに「①日本の軍事力の再建を不可能にすること、②経済的には安定するように努力し、③政治的には無条件に民主主義を支持する自由主義的国家として、日本を再建すること」⁷⁾と声明している。ポーレー特使の報告書こそ、まさに、初期のアメリカの対日占領政策がいかに厳格なもので、かつ、強烈で懲罰的な色彩におびていたかが判明している。

事実、「ポーレー報告書」は、ドイツの場合と同様に「最低生活水準」を維持するのに必要なもの以外は、軍需や民需を問わず全ての設備を撤去するという厳しいものであった。さらに、これを詳細に分析すると、次のようなことが明らかになる。①「公職または公企業および重要な私企業における高度の責任ないし影響力を伴う地位」の人々を、財界から追放すること。②「財閥解体」、財閥による企業の支配を排除すること。この計画によって、安田、住友、三井、三菱などが解体されることになった。③民主的な組合活動を育成し、組合運動

を活性化させること。これによって、労働基準法、職業安定法、失業保険法などが制定された。④日本の民主化計画の成否は、農地改革にあり、土地所有者の不平等を改めることにあった。

また、占領政策のなかで最も重要な変革は、新憲法の制定である。新憲法の起草を提案したのは、民政局（GS）のコートニー・ホイットニー（Courtney Whitney）局長であった。1946年2月4日から2月13日の10日間に草案された新憲法は、11月3日に公布され、翌年の5月3日から施行されることになった。なぜこのような国家の根幹に関わる最も重大な事項が、これ程の短期間に作成されなければならなかったのだろうか。マッカーサーの考えによると、「連合国最高司令部と極東委員会が、憲法条文の起草をめぐって対立することになり、極東委員会に、束縛されてしまう危険性があった」⁸⁾からであると説明している。

そこで、マッカーサーは、秘密裡に民政局内に「憲法問題会議」を設置し、条文の起草に着手させたのである。その結果、マッカーサーの独断によって新憲法が作成されることに成る。

それでは、ワシントン政府は、新憲法問題に対してどのように関わってきたのだろうか。コロンビア大学の日本問題研究者であるヒュー・ボートン（Hugh Borton）博士が作成したSWNCC228の「日本の政体改革」によると、「日本国民の自由意思による憲法改正または新憲法の起草と採用」との漠然とした内容にすぎなかった。また、その結びに「最高司令官の命令によって上記の改革を実施させるのは、最後の手段としか許されない。改革が連合国によって押し付けられたものだとして日本国民が知るようになれば、国民の信頼と支持を獲得するのが困難になるであろう」⁹⁾との強い警告を発している。このようなワシントン政府の意向に対して、連合国最高司令部の民政局は、アメリカ政府の政策文書をほとんど活用しないばかりか、全く無視していたことになる。

一方、日本側においても、1945年10月、幣原首相が任命した松本烝治博士を委員長にして、明治憲法の改訂作業に取り組んでいた。しかし、天皇の地位について合意が得られることなく議論が続行した。1946年2月8日、極めて保

守的な性格で、天皇の地位に何らの実質的な変更がない「松本案」がホイットニー民政局長に提出された。ホイットニーは、「松本案は日本が戦争から教訓を学び、責任ある国際社会の一員として行動する用意があることを示すものとはなっていない」¹⁰⁾と批判した。そして、彼は日本政府に対して、憲法改正の準備をするときは、「民政局草案」を参考にするようにと勧告している。この時、ホイットニーは「アメリカ以外の連合国が、天皇を戦争犯罪人として裁くように主張した時、マッカーサーはそれに真っ向から反対した。日本側がこの憲法に同意すれば、天皇は安泰であろうと元帥は考えている」¹¹⁾と付け加えている。

2月18日、松本は日本側の「草案」を説明したが、ホイットニーは話しにならないとしてこれを受け付けず、48時間以内に日本側の立場を明確にしなければ、マッカーサーが、直接、連合国司令部案を国民に明示することになるであろうと通達した。

2月22日、幣原首相は天皇に対し、内閣がアメリカ草案を受け入れざるを得なくなったと報告し、天皇はこれを承認した。

新憲法の起草をめぐって、これらの推移から、次の二つの点がある。第一は、連合国最高司令部案が、ほとんど無修正のまま成案となったこと。第二に、天皇の地位と戦争放棄条項に関して、SCAPが固執したことである。マッカーサー回想記によれば、1947年5月に施行されて以来、全く無修正である新憲法は「占領軍が成し遂げた最も重要な業績である」¹²⁾と誇らしげに述べていることが印象的である。新憲法の制定は、マッカーサーの対日占領行政のなかにおいて、金字塔とも言えるものとなった。

しかし、1947年になると、アメリカの対日占領政策は、様々な局面において、懲罰的な改革から復興へと修正が見られることになる。2月1日、戦後の生活不安と共に、政治的色彩を帯びた全面的ストライキ、いわゆるゼネストは、占領軍の介入によって中止が命令された。

1947年3月17日、マッカーサー元帥は、東京在任中、ただ一度だけ記者会見を開き「日本の占領は三年以内で打ち切るべきで、できるだけ早期に講和条

約が締結されるべきである」¹³⁾ との考えを述べている。なぜ、この時期においてマッカーサーは、記者会見において講和条約締結について言及したのだろうか。あるいは、アメリカ政府との相談の結果なのだろうか。しかし、マッカーサーが、本国政府と彼の見解が対立していたことを考えると、マッカーサーの独断であろうと推測することができる。マッカーサーの早期講和の見解は、アメリカ政府に大きな影響を与えることになり、対日講和について「リベラルな解決を主張した最初のアメリカ人指導者」¹⁴⁾ であった。同時に、マッカーサーの「自信と権威がいかに大きかったかを示すもの」¹⁵⁾ であったと考えられる。

さらに、対日占領政策の根本的な転換をすることになったのが、ロイヤル (Kenneth Royall) 陸軍長官のサンフランシスコにおけるスピーチであった。1949年1月7日、ロイヤル長官は、アメリカの対日政策の目的は「日本が、今後極東で起こるかも知れない全体主義勢力による戦争の脅威に対し、抑止力として役立つ十分で強力な安定した自立的経済をもつ民主主義国家として育成すること」¹⁶⁾ であると明言した。これは、今後の日本が極東の安定的な国家として、経済的復興を図り、かつ共産主義の防波堤となることを意味したものであると言える。

ロイヤル演説に呼応するかのように、日本の経済再建をはかるため、陸軍省の新次官ウィリアム・ドレッパー (William H. Drapper) は、日本経済の実情調査のため、クリフォード・ストライク (Clifford S. Strike) を来日させた。1948年3月21日、ストライク氏は、極東委員会に対し、「これ以上の賠償を日本政府に要望する考えを変えるべきである。日本は、すでに満州、朝鮮、北支などで、日本の資産が500億ドル以上没収されている。日本の工作機械、工場、工業の施設は日本経済自立を達成するために、日本は現在以上の能力を必要とする」¹⁷⁾ との内容を勧告した「ストライク調査報告書」を作成した。

さらに、5月に訪日したジョンストン調査団 (Perry H. Johnston) は、「日本の経済的地位と見通しに関する報告」のなかで、「賠償の額については、ストライク委員会が報告した額よりさらに大幅な軽減をなすべきであり、軍需施設も残置すべきである」¹⁸⁾ と勧告している。このジョンストン案によれば、賠償

総額は1945年のSWNCCの案より25パーセント以下に減少したことになる。

これらの両報告書は、戦後日本の経済的自立に、産業の復興が必要不可欠であることを示唆したものとと言える。よって、賠償の対象となっていた施設の撤去や財閥の解体などの方針は大幅に緩和されることになった。1947年1月31日、マッカーサー連合軍最高司令官は「ゼネスト中止命令」を布告し、さらに、1948年7月、公務員の争議を禁止する政令をも打ち出し、公然とストライキ弾圧の方針を打ち出したのである。

また、1947年3月18日、GHQより「経済安定九原則（総予算の均衡、物価統制の強化、徴税計画の促進など）」が発表され、経済復興と政治の安定化への転換が計られることになった。これらは、1949年3月、ドッジ（Joseph Dodge）公使によるドッジ・ラインといわれる緊縮財政金融方針によるインフレ抑制策、8月には、シャープ（Carl S. Shoup）使節の税制改正の勧告が発表され、負担の公平、地方税の独立などが整備されることになった。

このように、経済的復興を目標とした諸施策は、着実に進行し「日本の技術・生産設備・労働力は、自由世界の防衛体制にとってきわめて重要」¹⁹⁾と評価されるに至るのである。対日占領政策は、日本の経済的復興から自由世界西側の一員として、政治的強化へ次第に修正されることになった。

6. 対日講和への動き

アメリカの対日占領政策の目的である非軍事化と民主化は、成功した。一方、アメリカの戦後アジア構想は、中国の国民党と共産党の内戦によって混乱したことは、アメリカのアジア政策の修正と変更を余儀なくされようとしていた。

前述のように、1947年3月17日、マッカーサー司令官は記者会見において「日本の軍事力の解体と非軍事化は完了した。日本の政治的民主化も達成しつつある。（中略）今や、占領政策の課題は経済的復興にあり、そのためにも対日講和のアプローチをする時機がきた」²⁰⁾と述べた。マッカーサーは、なぜこのような早期講和論の考え方を持っていたのだろうか。マッカーサーによると

「対日占領の第一段階は、日本の軍事力の解体と非軍事化であり、この段階は『まったく奇蹟的に』事実上もはや完了している。第二段階は、日本の政治的再建＝民主化であるが、これも成功裡に終了に近づきつつある。目下は第三段階であり、そこでの課題は、日本の経済的復興である。これは貿易の再開といった経済活動の回復を認めることを不可欠とするが、そのためには講和条約の早期締結がなされなければならない」²¹⁾との見解であった。

マッカーサーの早期講和の発言は、アメリカ政府の厳しい講和構想に影響を与えるものとなり、日本に対してより寛大なものを要求したに等しいものであった。7月11日、国務省において、ヒルドリング（John Hildring）次官補が、11カ国からなるワシントン駐在の極東委員会代表に対して、「8月19日、ワシントンにおいて、暫定的に対日講和条約の草案作成の準備を始める」²²⁾と申し込みをすることになった。しかし、会議の進め方に対する各国の意見統一が困難となり講和会議の準備の会合を開催するには至らなかった。さらに、国務省の早期講和と対日占領の継続を望む国防総省（ペンタゴン）、また、国務省内の極東局とジョージ・ケナンの率いる政策企画部との見解の相違も、大きな影響を及ぼすことになった。

このようなアメリカ政府の動きに対して、日本政府にも動きが見られるようになった。1947年5月24日に発足した社会党の片山哲内閣の芦田均外相は、日本政府の希望を「①手続、②平和条約の基礎、③自発的履行、④国連加盟、⑤国内治安、⑥裁判管轄権、⑦領土、⑧賠償、⑨経済制限」²³⁾の九項目に作成した。そして、7月26日、アチソン（George Acheson）大使、7月28日、ホイットニー民政局長に提出した。しかし、日本政府の覚書は、ホイットニーによって「日本に反対する国を刺激して日本のために不利を招く」²⁴⁾との考えで日本政府に返却されることになった。

さらに、9月13日、芦田外相は、アイケルバーガー（Robert L. Eichelberger）第八軍司令官に対して「日本の有事に際し、アメリカは軍を進駐することができ、日本はそのために基地を建設維持する」²⁵⁾との考えを示した。この時、アイケルバーガーは、日本政府の考えをアメリカ政府の首脳部に

アメリカの対日占領政策とその変遷 [2] (池田)

伝えることを約束している。この芦田の考えは、初めて日米安全保障の協定構想として注目される。

(NSC13 / 2の決定)

前述のように、1947年3月の対ソ封じ込め政策を決定したトルーマン・ドクトリンに大きな影響を与えたジョージ・ケナンは、1946年6月、ワシントンにあるナショナル・ウォー・カレッジ (National War College) の外国事情担当副指揮官に任命された。しかし、マーシャル国務長官よりヨーロッパの混乱を救済するため高度で緊急性を持った計画 (いわゆるマーシャル・プラン) の作成のため、翌年5月5日、国務省の政策企画本部長に就任することになった。

1947年6月5日、マーシャル・プランが発表されると、ケナンは、この時点における最大の危険、最大の責任、最大の可能性がある地点は、日本と西ドイツであるとの認識に立っていた。ケナンによると「この両地域は、東西最大の工業地域の中核であり、両国の復興こそ、ヨーロッパと東アジアの安定回復のために欠くことができないものであり、この両国を共産主義の圏外に確保しなければならない」²⁶⁾との構想であった。つまり、日本と西ドイツがアメリカの戦後構想の重要な支柱であるとの考えに立脚していたのである。

ケナンは、このような観点から、1947年の夏頃から日本の情勢とその占領政策に関心を抱くのである。それは、3月のマッカーサーの記者会見に表れているように、早期に平和条約を締結し、アメリカが日本から撤退し、日本を日本自身の意思に委ねた時、ソ連共産主義の包囲と圧力から日本を防衛することが、アメリカの正当な責任であると考えたからである。

1948年2月末、ケナンは初めて日本を訪問し、国務省とのコミュニケーションを欠いていたマッカーサー元帥と会談することになった。ケナンは、マッカーサーと三回の会談を重ね、対日占領政策の転換の必要性、すなわち「日本の経済復興と極東の安全と繁栄に建設的な寄与のための日本の能力回復」²⁷⁾について、共通の認識を持つことになった。

しかし、マッカーサーの早期講和をめぐって、ケナンは些か「懐疑的」²⁸⁾で

あったように思える。なぜならば、ケナンは現実主義的な立場から、共産主義の脅威に対する日本の脆弱性の危険を重く見ていたからである。また、ケナンは早期講和に対しても、ソビエトの参加のために粘り強い交渉が必要であることを強調している。

1948年3月25日、約三週間にわたり日本の実情を視察したケナンは、「アメリカの対日政策に関する勧告 (Recommendations With Respect To United States Policy Toward Japan)」²⁹⁾として、アメリカ政府に報告した。これが、やがて(10月7日)、国家安全保障会議において、最高機密文書 (Top Secret) のNSC13/2文書として採択され、アメリカの対日占領全般にわたる基本的枠組みを決定することになり、対日講和に大きな影響力を及ぼすことになる。

ケナンの勧告書の対日講和政策に関する内容は、およそ次のような骨子となっている。それは「①この時点において平和条約を押しつけるべきでない(早期講和の方針はとらない)。②講和条約の主要な点について、外交チャンネルを通じて多数の参加国の同意を得た後に、講和会議を開くべきである。③その内容の目的は、出来るだけ簡潔、一般的なものであり、懲罰的であってはならない。④講和後の日本の安全保障については、講和条約交渉に入るまでに決められるべきでない。交渉に入った時点において、そのときの支配的な国際情勢と日本が達成した国内政治の安定度によって、形成されるべきである」³⁰⁾と成っている。

すなわち、ケナンの政策の主要素は、次のようなものである。

- ①賠償は中止すること。
- ②早期講和でなく、日本の独立のために日本人自身が重荷を負うこと。
- ③講和条約は、寛大で懲罰的色彩を帯びてはならないこと。
- ④条約が締結されるまで、アメリカの戦術部隊が日本に駐留しなければならない。しかし、沖縄には長期に渡って駐留しなければならないこと。
- ⑤日本の警察の強化は、強力な海岸警備隊と海事警察の新設にあたること。

このようなケナンの政策提言は、対日占領と講和政策の改革に大きな貢献をする歴史的使命となった。ケナン自身も「マーシャル・プラン以後、私が政治

アメリカの対日占領政策とその変遷 [2] (池田)

的に果たすことができた最も有意義で建設的な貢献であった」³¹⁾と回想している。ケナンは、国務省におけるポリシー・メーカーとして、その役割の歴史的意味合いの大きさに、充足感を味わっているようである。

7. ダレス代表による対日講和の調整

しかしながら、ケナンの穏健的な対日政策は、1950年6月25日に勃発した朝鮮戦争によって、修正されることになる。

アメリカ政府は、なぜ、戦争を予期しまた予防することが出来なかったのだろうか。朝鮮戦争の二つの原因を考えてみることにする。第一は、第二次世界大戦中、アメリカ政府に確固とした朝鮮政策がなく、終戦近くになってソ連が対日参戦をすることになり、アメリカの軍事的理由により、北緯38度線を境界として暫定的に北をソ連軍、南をアメリカ軍が占領したことによる。現実的に、トルーマン大統領は「アジアの果ての不思議な土地という以上に知識を持つアメリカ人は、おそらくほとんどいなかったであろう」³²⁾との認識を示して、単に、日本軍降伏受諾のための一時的な措置と考えていた。

やがて、アメリカ政府は、カイロ宣言による朝鮮独立について協議するため、1947年11月、国連に「臨時朝鮮委員会」を設置した。翌年2月、全朝鮮において総選挙を実施することになったが、ソ連と北朝鮮はこれを拒否し、この年の5月、南朝鮮における単独選挙となった。その結果、1948年8月15日、李承晩を大統領とする大韓民国政府が樹立されることになった。また、ソ連はこの措置に対抗するかのようになり、9月9日、金日成を首班とする朝鮮民主主義人民共和国を成立させたのである。

前述のトルーマン大統領の言葉は、当時のアメリカ政府が、朝鮮半島の戦略のおよび軍事的価値の認識を欠くことになり、その結果、アメリカ政府は、米ソ両軍の撤退をソ連に申し入れることになった。1948年12月、ソ連は撤退完了を声明し、アメリカ軍も、49年6月、撤退完了を宣言するに至ったのである。つまり、この時点において、朝鮮半島には国際政治上の「力の空白」が生

じ、「アメリカの軍事的支援の欠如は、南朝鮮を共産主義の膨張を招き入れる魅惑的な真空状態」³³⁾ に等しい情況を作り出したのである。

第二の原因は、1950年1月12日、アチソン国務長官が、ナショナル・プレス・クラブにおける極東政策についての演説のなかで「アメリカの西太平洋における防衛ラインは、アリューシャン列島から日本、沖縄、フィリピンに至るラインである」³⁴⁾ とし、韓国と台湾をアメリカの軍事的防衛ラインから除外したことにあった。

しかし、1950年6月25日の北朝鮮軍の韓国への電撃的侵略は、アメリカ政府に、朝鮮半島における原状回復のため「武力を以って抵抗する」³⁵⁾ すなわち軍事介入することを決意させる結果となった。その理由は「中国の喪失によるトルーマン政権の打撃に加えて、韓国の喪失を恐れたこと、同盟国に対するアメリカの信頼と威信」³⁶⁾ にあったと言える。

このような朝鮮戦争の勃発は、アメリカ政府に、日本における軍事基地の維持と日本の主権回復によるアメリカとの積極的な協力の必要性を認識させる結果になった。すでに、国務省は、中国国民党の敗北以来、対日講和の早期実現を希望するようになり、アメリカ政府に決定的な極東政策の転換を迫り、対日講和への動きを加速させたのである。アチソン国務長官によれば、1950年1月に開催されたセイロンにおけるコロomboの英連邦外相会議に出席したイギリスのベビン (Ernest Bevin) 外相に対して「恐らく高度な懲罰的な対日平和条約は、アメリカは受け入れないであろう」³⁷⁾ と警告している。

対日講和を推進するに当って、1950年4月6日、ジョン・フォスター・ダレス (John F. Dulles) が、国務省顧問に任命され、民主党のトルーマン政権下において超党派外交を担うことになった。

50年6月、ダレスは日本の実情を視察するために来日し、マッカーサー司令官や吉田首相と会談した。6月22日、まず、ダレスはマッカーサー司令官と会談し「アメリカが日本に基地を保有する権利と日本の防衛に関する概観」³⁸⁾ について合意している。翌日の23日、ダレスとマッカーサーの会談内容は「六・二三覚書」としてまとめられた。その内容は「日本全土がアメリカの防衛

作戦の潜在的基地であり、アメリカ軍指揮官は無制限の自由を与えられる」³⁹⁾ ことになっている。さらに、26日、ダレスはマッカーサーと追加覚書を検討した結果、「日本の国連加盟が承認されるまで、連合国を代表してアメリカが、日本国内の軍事基地の維持に関し協定を結ぶこと」⁴⁰⁾ の構想を合意した。このダレス・マッカーサーの合意は、対日講和の早期締結に軍事的観点から反対しているペンタゴンに対する優良な説得材料となり、ペンタゴンとの交渉をスムーズに行うことが可能になった。幸運にも、ジョンソン (Loius Johnson) 国防長官とブラッドレイ (Omar Bradley) 統合参謀本部長も極東視察中であり、ダレスと東京において会談する機会をもち、早期講和へのアプローチは、より一層加速することになる。

また、6月22日、ダレスは吉田首相と初めて会談した。この時、ダレスは吉田に対して「日本の再軍備の可能性」⁴¹⁾ を要望した。しかし、吉田は「第一に、再軍備への経済的な負担に絶えることが出来ないこと。第二に、国民思想の実情から、再軍備への国民的心理基盤が失われていること。第三に、敗北への国民の傷跡を幾つも残していること」⁴²⁾ と、再軍備への可能性について否定的な反応を示した。この会談についてのダレス報告書によれば「吉田の態度は、日本の果たすべき役割についての考えが曖昧で、安全保障協定について言質を与えなかった」⁴³⁾ と記し、吉田の態度に不満の様子である。一方、吉田は「私は再軍備に反対したが、それは今でも正しかったと思っている。もし、あの時、時機早尚に再軍備をしていたならば、驚異的といわれる日本経済の発展はなかった」⁴⁴⁾ と、当時の吉田の信念と判断が正しかったことを記している。

ダレスの訪日は、マッカーサーとの協議によって、日本の安全保障協定の大枠について合意し、アメリカが日本の防衛にあたることが可能であることが判明した。そして、ダレスは、日本の将来像について「日本を、自由な社会がいかに精神的及び知的な豊富さと物質的福祉を發展させることによって、アジアの実例として展示したい」⁴⁵⁾ と考えている。ダレスの政治的信念は、より一層のアメリカの安全保障によって、日本の防衛へと傾斜していった。

また、朝鮮戦争が勃発した二週間後の7月8日、マッカーサーは吉田に書簡

を送り「7万5000人から成る警察予備隊」を創設することを指令した。これは、在日米軍が朝鮮戦争に出動した後、警察予備隊が日本国内の治安維持の役割を担うことにあった。アメリカ政府は、1948年11月、国家安全保障会議によって、15万人の国家警察隊を設けることになっていたが、マッカーサーはアメリカ政府の要請の全てを実行せず、12万5000人に止まっていた。連合国によると、ポツダム宣言は、日本の法と秩序を維持するために最大20万の警察力を持つことを許している。これは「あくまで警察官であって、決して軍人であってはならない」⁴⁶⁾とあり、マッカーサーの7万5000人の増員指令は、その欠員を充足するものであったと言える。ポツダム宣言によって日本の武装解除を果たしたマッカーサーが、事実上の日本再軍備を命令したことは、歴史の皮肉であった。

8. サンフランシスコ講和会議へのプロセス

1950年9月8日、トルーマン大統領はダレスを対日講和問題特別代表に任命した。そして、アメリカ政府を代表してダレスは「対日講和七原則」を他の連合諸国に送付し、対日講和についての基本構想を表明した。それは、次のような内容である。

- 1, 当事国（日本と戦争した国のなかで、提案に合意しうることを基礎として講和する意志ある国）。
- 2, 国連（日本の国連加盟を考慮する）。
- 3, 領土（日本はa朝鮮の独立を認め、b沖縄と小笠原はアメリカの施政権下にある国連信託統治地域とすることに同意し、c台湾・澎湖島・南樺太・千島の地位は、英ソ中米の四カ国による将来の決定を受け入れる。日本は、中国における特殊権益を放棄する）。
- 4, 安全保障（日本の国際的平和と安全を維持するために、アメリカ軍と他国の軍によって共同責任を存続する）。
- 5, 政治経済的取り決め（日本は、新通商条約が締結されるまで、最恵国待

アメリカの対日占領政策とその変遷 [2] (池田)

遇を供与する)。

- 6, 請求権 (全ての関係国は, 1945年9月2日以前の戦争行為によって生じた請求権を放棄する)。
- 7, 紛争 (請求権に関する紛争は, 国際司法裁判所によって設置される特別の法廷において処理される)⁴⁷⁾。

これらのアメリカ政府の構想は, 冷戦下にあつてソ連と共産陣営の不参加を規定した多数講和を促進しようとする狙いであり, 賠償については, 全く触れない「寛大な講和」に特色があつたと言える。また, アメリカの目的が, 日本との戦争状態を早期に終了するだけでなく, 日本を, アジアにおける友好的で信頼できる国家として独立させることにあつた。

ここで注目することは, アメリカの提案に対して, 各国がどのような反応を示したのだろうかの検証である。まず, ダレスは, 9月下旬に開催中の国連総会に出席している極東委員会諸国代表との会談に臨んだ。イギリスは, 提案に好意的でアメリカの立場にあつた。ソ連は, 千島列島や南樺太における自国の主権及び中国の台湾における権利の不承認の文案に反対した。オーストラリア代表は, いかなる事情があろうと, このような条約を受け入れることはできないと述べている。フィリピンは, 寛大な平和によって, 日本が再び, 軍事大国になることを懸念し, 基本的に反対であつた。オランダとフランスは, 七原則に大枠で賛成であつた。ビルマと中国 (国民政府) は「無賠償」に異議を申し立て, ニュージーランドは, 再武装の日本を受け入れることは困難であるとの立場にあつた⁴⁸⁾。

特に, ソ連の反対は全面的なものであり, 11月20日, マリク代表は次のようなエイド・メモワールをダレスに手交し説明を求めた。その内容は, 七項目にわたり次のような内容であつた。

- (1) 1942年1月1日, ワシントンで署名された宣言で, 連合国は日本と単独講和を結ばないことを約束したが, アメリカは署名国の一部だけが参加する条約を考えているのではないか。
- (2) カイロ宣言とポツダム宣言は, 台湾と澎湖島の中国への返還を決定した。

これらの領域の地位を、四大国または国連総会の新たな決定に任せようとするのか。どのような意味であるか。

- (3) カイロでもポツダムでも、琉球諸島と小笠原諸島を日本の主権から引き離す話しはなかった。カイロ、ポツダム両宣言への参加諸国は領土不拡大方針を声明している。これらの島々を、アメリカを施政権者とする信託統治制度のもとにおく根拠はどこにあるのか。
- (4) 日本国民は、ポツダム宣言第12項の外国軍隊の撤退に重大な関心を有している。条約は、ヨーロッパにおける旧敵国との条約におけるのと同様に、確定的な軍隊の撤退期日を設けるのか。
- (5) 1947年6月19日、極東委員会の降伏後における対日基本政策は、日本に陸海空軍の保持を禁止している。覚書第四点は、日本の施設とアメリカ及びおそらくは他の国の軍隊との共同責任について触れているが、これは (a) 日本軍隊の創設を意味するのか、(b) アメリカの陸海軍基地が、条約締結後も日本領域に保持されることを意味するのか。
- (6) 覚書は、日本に平時経済を発達させる機会を確保することについて言及していない。このような発展に対する全ての制限を除去し、日本に原料資源への接近を許容し、世界貿易に平等に参加することを許容する規定をおくつもりか。
- (7) 中国は、多年にわたって日本軍国主義の侵略を受けて苦しんだので、対日講和に特殊な利害関係を有する。中華人民共和国の見解を聞くために、いかなる措置をとったのか¹⁹⁾。

ソ連のエイド・メモワールの意図は、第一に、アメリカの日本における軍事基地の保有を妨害すること。第二は、講和の在り方をめぐる日本の政治的国内的対立を利用し混乱させることにあった。ソ連共産主義政府の独特のプロパガンダによる巧みな外交戦術にある。

一方、ソ連の声明に対し、中ソ友好同盟条約を締結（1950年2月14日）して中ソ蜜月時代にあった中華人民共和国政府は、12月4日、周恩来外相が次のような内容の声明を発した。周外相によると「①中国の参加しない対日講和

条約の準備及び起草は、不法かつ無効である。②台湾及び澎湖島は、カイロ宣言によって中国に返還が決定している。③ポツダム宣言によれば、占領軍は日本から撤退すべきであるにもかかわらず、アメリカは占領軍の早期撤退の意思を表明しないばかりか、かえって朝鮮、中国侵略の基地として日本を利用している。④アメリカは、今や日本を公然と再武装しつつある」⁵⁰⁾と、ソ連の覚書と同様の骨子であった。

1950年10月25日に、朝鮮戦争に参加した中華人民共和国政府が、アメリカ案を不法かつ無効と非難する敵視政策声明を発したことは当然予想できることであると言える。しかし、中国の参戦は対日講和を推進するアメリカ政府の立場を、少しも揺るがすことがなかった。

50年12月28日、アメリカ政府はソ連のエイド・メモワールに対して、マリク代表に回答書を手交し、翌29日、その全文を公表した。その回答書は、次のような要旨であった。

- (1) アメリカは、日本との全面的平和を希望する。
- (2) 1943年のカイロ宣言は、満州・台湾・澎湖島を中華民国に返還することを目的としている。
- (3) アメリカ政府は、アメリカを施政権者とする琉球諸島と小笠原諸島を信託統治におくことを、領土的拡張と関連させることを理解できない。
- (4) 平和条約の締結と同時に、日本の軍事占領が終了する。
- (5) 極東委員会の政策決定は、特定の規定の内容が平和条約に具体化された場合を除き、占領期間中においてのみ法的効力を持つものと一般的に考えられてきた。
- (6) アメリカ政府は、日本と平和条約において、日本の平時経済を制限し、日本に原材料資源への接近を否定し、世界貿易への参加を否認すべきものではないと考える。
- (7) この会議は、アメリカが外交上の手続を経て行われているものであり、アメリカは、いわゆる中華人民共和国とは外交関係を持っていない⁵¹⁾。

左記のアメリカ政府の覚書は、極めて感情的で激越的な中ソの反応に対して、

冷静にしかも誠実にアメリカ政府の態度を表明したものであり、歴史に残る極めて重要な意義を持つものである。

一方、アメリカ政府の「対日講和七原則」に対して、日本政府の準備作業開始されることになった。1950年9月中旬、外務省条約局長・西村熊雄を中心にした事務局のA作業、吉田首相の「経世家的見識」のD作業、吉田首相が政・財・学・言論の指導者と専門家の意見に基いて、独立回復後における日本の安全保障に関する二つの条約を作成するB作業及びC作業であった。

四つの作業のなかでも、1952年1月19日、D作業は「わが方の見解」を、吉田首相に提出し日本政府案の基礎となった。その要旨は、次の通りである。

- (1) 日本は、共産主義勢力に対抗し、民主国家と一緒に世界の平和と安全の維持に協力する。(中略)。そのためには、まずアメリカ政府提案の趣旨にそって平和条約を締結するのが最善の途である。
- (2) アメリカの努力が効を奏せず、講和条約の締結が長引く場合には、まず、アメリカ一国だけ平和条約を締結する。
- (3) アメリカ案の「七原則」が、政治上・経済上の特別の制限を加えないことを欣快とする。
- (4) 日本の再武装は、希望しない。
- (5) 安全保障については、国連による一般保障に加えて、これを補強する強力な体制の設立を考慮する⁵²⁾。

さらに、B作業班は、日本の安全保障について「アメリカは、軍備を持たない日本の安全を保障して侵略を排除するために、アメリカの軍隊が日本に常駐することを合意する」⁵³⁾とした。これは、50年5月2日、吉田は池田勇人蔵相をワシントンに派遣し、ドッジとの会見において「速やかな講和条約の調印のために、アメリカ軍の駐留を必要とするが、日本政府の方からその条件を提案する」⁵⁴⁾ことを示唆していたのである。アメリカに軍事基地を提供する米軍の駐留は、日本が早期講和を実現するための代償であったし、日本の安全保障を獲得するそれ以外の選択はなかったのである。また、そのことが、吉田の本音であったと言える。

1951年1月25日、ダレス特別代表が対日講和の交渉のため来日した。1月29日、第一回の吉田・ダレス会談が三井本館で行われた。この時、吉田は「実質的に、日本が自尊心を傷つけられない条約であるならば、いかなるものも承認できる」と切り出し、「自由世界との強化について協力したい」と再軍備の課題について触れている。そこで、ダレスは「どのような貢献をする意向であるのか」を吉田に問うと、吉田は「再軍備は日本経済の再建を困難にするのみならず、戦前の軍閥を復活させる危険性があるし、対外的にも、日本軍国主義の復活への懸念をもつ国々を刺激する」と主張してダレスに反論した⁵⁵⁾。

第一回会談後に吉田とダレスは、マッカーサーを訪ねて懇談をした。この時、マッカーサーは「自由世界が日本に望むのは、軍事力でなく、軍事生産力と労働力をもって、自由世界の力の増強に資すべきである」⁵⁶⁾と、吉田の見解を支持する発言であった。この吉田・ダレス・マッカーサーの三者会談は、その内容から歴史的重要な意味を持つものであると言える。それは、当面の日本の課題が経済の再建を優先させることにあり、再軍事については、二次的なものであるとの合意にあった。つまり、戦後日本の最優先的課題が「経済重視軽軍備」にあり、この政策は、「吉田ドクトリン」もしくは「吉田ライン」と呼ばれ、今日まで日本の基本的な外交政策として一貫しているのである。

翌1月30日、日本政府は、講和条約全般についての13項目からなる公式見解と言える「わが方の見解」を、アメリカ政府に手交した。そのなかで、特に、焦点となったのが「領土、安全保障と再軍備」であった。領土については、「琉球及び小笠原諸島が、アメリカを施政権者とする国際連合の信託統治下におかれることを懸念し、再考されることを望む」⁵⁷⁾としている。一方、日本政府は、自らの提案である日本主権下でアメリカが借用するというバミューダ方式に租借も辞さないとの覚悟も用意している。

安全保障に関しては、「国際連合、特にアメリカとの協力を規定し、平和条約とは別個に成立する」⁵⁸⁾との文言になっている。また、再軍備については、前述の吉田の見解を踏襲し、消極的な見解に止まっている。

日本政府の提案に対するアメリカの態度は、特に、日本の安全保障について、

ダレスは「アメリカは1948年6月18日のヴァンデンバーグ決議によって、継続的で効果的な援助と相互協力の関係を決定することができる国とのみ、地域のおよび集団の取決めに参加できる」⁵⁹⁾として、日本はその能力に欠けているとの厳しい指摘をしている。結局、2月6日の日米交渉によって、日本は国内にアメリカ軍が駐留する権利を与え、アメリカはこれを受諾するとの表現になった。これは、日本の提案するイクオール・パートナーとしての相互安全保障の理念とは大きくかけ離れたものとなった。

そこで、吉田は、2月3日、アメリカの安全保障と再軍備に関する厳しい態度への懐柔策として、「再軍備計画のための第一段階 (Initial Steps for Rearmament Program)」の覚書をアメリカに提示した。その提案の要旨は「①5万人の陸海の保安隊を創設する。この保安隊は、警察予備隊や海上保安庁とは別に訓練され、国家保安省(案)の管理下に置き、民主的軍隊の出発点とする。②国防総省に相当する国家治安省を設け、自衛企画本部を置く。日本政府は、アメリカの軍事専門家の助言を求め、これを民主的軍隊の参謀本部として育成する」⁶⁰⁾のものであった。この日本政府の覚書は、吉田の再軍備への構想として歴史的に重要なものとして注目されなければならない。それは、吉田がこれまでのダレスの再軍備要請の拒否から、穏やかな軽武装による再軍備へと姿勢を転換することによって、ダレスの要望を少しでも満足させる方向になったからである。そして、吉田は「戦前のドイツの仕組みに倣った参謀本部のモデルを、アメリカのシステムによる民主的な参謀本部を作成したい」⁶¹⁾との再軍備への積極的な発言と軌道を修正している。吉田の構想のモデルは、アメリカの国防総省にあったと言われている。

2月5日、アメリカ政府は、「七原則」を基礎とした6ページから成る「暫定覚書 (Provisional Memorandum)」を、日本政府に手交した。西村条約局長は「一読その寛大さと公正さに打たれる—日本人として—われわれは勇氣百倍にした」⁶²⁾と歓迎している。その骨子は「①日本が平時の活動にいかなる制約をも受けない。②無賠償。③日本の自衛権の承認。④琉球と小笠原諸島はアメリカの管理下に置く」⁶³⁾とあり、まさに、日本にとって「寛大な平和」へのイニ

シアティブとなったと言える。アメリカ政府の使節団は、12日間の滞在でダレスと吉田は三回の会談を果たし、マッカーサーとは四回の会談をもっている。

2月11日、日本訪問を終えたダレス代表は、フィリピンに向かい、日本の賠償問題にこだわるキリノ大統領を説得することになった。また、その後オーストラリアとニュージーランドを訪問し、日本の軍事的脅威から安全を保障するために、アメリカと条約を締結するアンザス (ANZAS) 条約を締結することになった。

2月25日、ダレス代表は、ワシントンに帰着した。2月9日に日本政府と調印した暫定覚書を基礎とした新条約案の全文は、ワシントンに駐在する主要な14カ国の連合国代表及び韓国代表に手交された。連合国なかで、ソ連とインドはアメリカ案に反対であった。

1951年4月11日、トルーマン大統領は、朝鮮戦争の性格をめぐる論争の末、マッカーサー元帥を解任した。ワシントン政府からマッカーサー解任の電報を受け取ったシーボルト (William J. Sebald) 駐日大使は、吉田首相に伝えながら「日本の伝統的行動に従って、吉田内閣の総辞職を考えないで欲しい」⁶⁴⁾と付け加えている。吉田は「マッカーサー元帥の離日は、日本国民に大変衝撃的であり、天皇制の保持も元帥の影響力があつたからである」⁶⁵⁾と、マッカーサーの対日占領政策への感謝の言葉を述べている。

4月14日、マッカーサーの後任として、リッジウェー (Matthew Ridgway) 将軍が着任した。

4月18日、トルーマン大統領の命令によりリッジウェー司令官に対日講和条約の説明に来日したダレスは、吉田と会談した。ダレスは「イギリスが条約作成に中華人民共和国の参加を求め、条約によって台湾を中国に返還すべきであると提案している。さらに、フィリピンが賠償を求めている」⁶⁶⁾と、吉田に話している。ダレスの懸念が、二つの中国をめぐる動きに対して、イギリスが承認している中華人民共和国を招請することと、依然として、フィリピンが、ダレスの無賠償案に対する不満が残っていることを示している。

1951年6月14日、ダレスはイギリスのモリソン (Herbert Morrison) 外相と会談し、共同声明を発表した。米英共同声明によると「①二つの中国の共同調印なしに、講和条約についての手続きを進める。つまり、どちらかの中国代表も、講和会議に招請しない。②どちらの中国と講和条約を締結するかは、日本が主権を持ち独立国家として、日本自身の選択に委ねる。日本は、台湾及び澎湖島に対する主権を放棄する」⁶⁷⁾とあった。

二つの中国をめぐる問題は、国民党の敗北と中華人民共和国の成立によって、アメリカとイギリスの対応が分かれていた。イギリスは中国大陸の毛沢東政権を中国の正統政府として承認し、講和条約会議に参加させるべきであると主張していた。一方、アメリカ政府は、台湾の蒋介石政権を承認している。よって、ダレス・モリソン共同声明は、中国の招請をめぐる講和条約への大きな障壁を取り除くことになり、サンフランシスコへのステップとなった。また、この共同声明は、イギリスが独自の平和条約案を提出し討議の基礎とすることをけん制し、「アメリカの希望する条約を遅らせること」⁶⁸⁾を未然に防止する重要な歴史的声明であると言える。米英両国の基本的枠組は、少数の未調整を残し合意することができたことになる。

1951年7月30日、アメリカ政府は、安全保障条約案を「集団自衛協定」から「安全保障協定」に名称を変更し、若干の修正を日本政府に手交した。その中で、第一条は「アメリカ軍は、極東における国際の平和と安全の維持に寄与し、(中略)外部からの武力攻撃に対する日本国の安全に寄与するために使用することができる」とある。いわゆる「極東条項」の追加であって、これは、日本政府が朝鮮戦争などを想定して、強く希望していることであったが、問題点もあった。それは、日本国内の大規模な争乱の鎮圧に、アメリカ軍の出動を認めたことは、内政干渉との批判のそしりを免れないことである。

おわりに

1951年9月4日、対日講和会議は、米英の共同国によってサンフランシスコ

アメリカの対日占領政策とその変遷〔2〕（池田）

のオペラハウスにて開催され、「52カ国」⁶⁹⁾が参加した。

会議は「対日講和条約締結調印会議」⁷⁰⁾と呼ばれるものであり、この会議の目的が対日講和の調印にあることを特徴付けていた。トルーマン大統領による「国際連合の創設と同じ目的のように、対日平和条約に署名するために参集した。そして、この条約は、征服や復讐でなく、われわれの子孫が平和に生きる世界を作り出す精神を反映するものである⁷¹⁾」との歓迎の辞は、アメリカによる会議の目的と性格を明確に述べている。しかし、ソ連政府代表のグロムイコ（Andrei A. Gromyko）外務次官は、会議二日目の9月5日、「同盟国および連合諸国全ての軍隊は、できる限り速やかに日本から撤退しなければならない。日本周辺海峡は、全て非武装化されなければならない」⁷²⁾との骨子の13カ条の修正案を提出した。これに対し、アチソン議長（国務長官）は「条約をめぐる交渉はすでに終了しており、この会議の目的が、対日講和の最終案を調印すること」⁷³⁾であると、ソ連を説得している。

同日、ダレス・アメリカ全権代表は「かつて敗戦国に課せられた最も寛大な平和解決を、日本に与えたことになるであろう」⁷⁴⁾との演説をした。これに対し、9月7日、吉田総理は受諾演説において「対日講和条約が、和解と信頼の文書である」⁷⁵⁾とし、国際社会の現実を直視し、日本が主権と独立を回復することによって、自由世界の陣営として世界の平和と繁栄に貢献する多数講和を選択したのである。

しかし、吉田は「第一に、日本が戦争で失った沖縄や小笠原諸島それに加えて北方領土の早期の復帰を要望、第二に、対外経済活動の自由、第三に、海外抑留者の速やかな帰国」⁷⁶⁾の三点を参加国に訴えている。結びに、日本は、平和と国際協調を尊重し、国連への早期加盟実現を希望した。アチソン国務長官は吉田首相の演説について、「誠意にあふれ、律義で簡潔であった⁷⁷⁾」と評している。

9月8日、米英をはじめ日本を含めて49カ国が、対日講和条約に署名した。しかし、ソ連、ポーランド、チェコスロバキアの三カ国は、東西対立という厳しい冷戦を反映して、条約の内容に不満を表明し調印することを拒否した。

また、対日講和条約調印の同日午後、日米安全保障条約に日本政府を代表して吉田首相一人が署名した。なぜ、吉田一人が署名したかについて、吉田は「歴史に対しいつまでも責任をとる」⁷⁸⁾との信念を明らかにしている。これは、吉田が集団安全保障の時代に、アメリカと同じ目標を追求すること、日本の国運を自由陣営と進退を共にするなどが、日本の進むべき道であるとの信念を述べている。

1952年3月20日、アメリカ上院は対日講和条約を66対10、安全保障条約を58対9によって可決し推准した。

注

- 1) 五百旗頭真，米国の日本占領政策，上．中央公論社，昭和62年，250頁。
- 2) 同書，250頁。
- 3) 入江昭，日米戦争，中央公論社，昭和53年，155頁。
- 4) 同書，156頁。
- 5) 五百旗頭，前掲書，251頁。
- 6) Statement by Ambassador Edwin W. Pauley on Japanese Interim Reparations Program, Dec.7, 1945, in Japanese Government Foreign Office, Section of Special Records, ed-, Documents Concerning the Allied Occupation and Control of Japan, vol. III, Tokyo, 1949, p. 251.
- 7) *Ibid*, pp. 252-253.
- 8) Richard B. Finn, *Winners in Peace*, MacArthur, Yoshida, and Postwar Japan, University of California, 1992, p. 89.
- 9) *Foreign Relations of the United States, 1946*, vol. VIII, *The Far East*, United States Government Printing Office; Washington, 1971 pp. 99-103. (以下，FRUSと略する)。
- 10) Finn, *op. cit.*, p. 97.
- 11) Finn, *op. cit.*, p. 97.
- 12) Douglas MacArthur, *Reminiscences*, McGraw-Hill, 1964., p. 302.
- 13) Douglas MacArthur, *Memorial archives and Library*, March 19, 1947.
- 14) Finn, *op. cit.*, p. 156.
- 15) *Ibid.*, p. 157.
- 16) FRUS, 1948. vol. 6, pp. 654-656. Royall "Speech January 6, 1948," p. 117.
- 17) FRUS, 1948, vol. VI, *The Far East and Australasia*, 1974, pp. 710-711.

アメリカの対日占領政策とその変遷〔2〕（池田）

- 18) 朝日新聞, 朝日経済史—昭和23年版, 朝日新聞社, p. 229頁。
- 19) 高木八尺編, 日米関係の研究, 東京大学出版会, 1968年, 269頁。
- 20) Gen. MacArthur's Pres Remarks on the Peace Settlement with Japan, Supreme Commander for the Allied Powers Government Section, Political Reorientation of Japan: September 1945 to 1948, Washington D.C.: 1949, pp. 765-766.
- 21) *Ibid.* 細谷千博, サンフランシスコ講和への道, 中央公論社, 昭和59年, 11頁。
- 22) FRUS, 1947, vol. VI, The Far East, pp. 467-469.
- 23) 西村熊雄, 日本外交史27, サンフランシスコ平和条約, 鹿島研究所出版会, 昭和46年, 32-34頁。
- 24) 同書, 35頁。
- 25) 西村, 前掲書, 38頁。なお, この文書は, 鈴木九萬横浜終戦連絡事務局長からアメリカに帰国するアイケルバーガーに手交された。そして, 「日本のための安全保障」が, 最終的に対日平和条約に規定されることになった。
- 26) George F. Kennan, Memoirs, 1925-1950, Pantheon Books, 1967, p. 373.
- 27) *Ibid.*, p. 393. FRUS. 1948, vol. VI, The Far East and Australia, 1974, pp. 697-699.
- 28) FRUS, *op. cit.*, pp. 712-713.
- 29) *Ibid.*, pp. 712-719.
- 30) *Ibid.*, pp. 858-859. 細谷, 前掲書, 48-49頁。
- 31) Kennan. *op. cit.*, p. 396.
- 32) Truman, Memoirs., Years of Trial and Hope 1946-1952 Vol. Tow, p. 316.
- 33) John Spanier, American Foreign Policy Since World War II, 14thed., Congressional Quarterly, 1998, p. 61.
- 34) Bulletin, Acheson's Statement as Reported in Department of State, vol. 22, January 22, United States Government Printing Office, 1950, pp. 114-115.
- 35) Kennan. *op. cit.*, vol II. 1950-1963, p. 35.
- 36) Spanier, *op. cit.*, p. 61.
- 37) Dean Acheson, Present at Ceration, My Years in the Statement, W.W. Norton, 1969, p. 430.
- 38) FRUS. 1950, vol. VI, East Asia and the Pacific, 1976, p. 1227.
- 39) *Ibid.*, pp. 1227-1228.
- 40) *Ibid.*, pp. 1229-1230.
- 41) *Ibid.*, p. 1229. 吉田茂, 回想十年, 第二巻, 新潮社, 1957年, 161頁。
- 42) *Ibid.*, pp. 1229-1230. 吉田, 前掲書, 160-161頁。吉田茂, 日本決定した百年, 日本経済新聞社, 昭和42年, 127-129頁。
- 43) *Ibid.*, pp. 1231-1232.
- 44) 吉田, 日本を決定した百年, 129頁。

- 45) John F. Dulles, *War or Peace*, The Macmillan Company, 1950, p. 230.
- 46) フランク・コワルスキー, 勝山金次郎訳, 日本再軍備, サイマル出版会, 1969年, 28頁。
- 47) FRUS. 1950, vol. VI, pp. 1196–1297. 田村幸策, 世界外交史, 外交時報社, 昭和53年, 223頁。細谷千博, サンフランシスコ講和への道, 中央公論社, 昭和59年, 113–114頁。
- 48) FRUS. 1950, vol. VI, pp. 1332–1336. pp. 1308–1311. pp. 1322–1325.
- 49) FRUS. 1950, vol. VI, pp. 1352–1354. 田村, 前掲書, 223–224頁。西村, 前掲書, 69–70頁。細谷, 前掲書, 117–118頁。
- 50) 西村, 前掲書, 72–75頁。細谷, 前掲書, 119–120頁, 参照。
- 51) 田村, 前掲書, 224–226頁。西村, 前掲書, 70–72頁。
- 52) 西村, 前掲書, 84–85頁。細谷, 前掲書, 163–164頁。
- 53) 西村, 前掲書, 81–82頁。細谷, 前掲書, 164頁。
- 54) FRUS. 1950, vol. VI. pp. 1195–1196.
宮沢喜一, 東京—ワシントンの密談, 実業の日本社, 1956年, 58–59頁。
- 55) FRUS. 1951, vol. VI, *Asia and Pacific, Part 1*, 1977 pp. 827–830.
細谷, 前掲書, 167–168頁。有賀, 149–150頁。西村, 87–88頁。
- 56) FRUS. pp. 832–834. 西村, 前掲書, 88–89頁。細谷, 前掲書, 168頁。
- 57) FRUS. 1951. vol. VI, *Part 1*, pp. 833–835. 細谷, 前掲書, 169頁。
- 58) FRUS. 1951. vol. VI, *Part 1*, 細谷, 前掲書, 170頁。
- 59) FRUS. 1951. vol. VI, *Part 1*, p. 798. 西村, 前掲書, 94頁
- 60) 東京新聞, 1977年5月23日。読売新聞, 1982年9月20日。細谷, 前掲書, 176頁。Fin, *op. cit.*, 135頁。
- 61) FRUS. *op. cit.*, pp. 866–869. 細谷, 前掲書, 176–177頁。
- 62) 西村, 前掲書, 92頁。
- 63) FRUS. 1951. vol. VI, *Part 1*, pp. 856–859.
- 64) FRUS. 1951. vol. VI, *Part 1*, p. 968. Fin, *op. cit.*, p. 144.
- 65) FRUS. 1951. vol. VI, *Part 1*, pp. 968–969. Fin, *op. cit.*, p. 144.
- 66) FRUS. 1951. vol. VI, *Part 1*, pp. 985–989.
- 67) FRUS. 1951. vol. VI, *Part 1*, p. 1134. 細谷, 前掲書, 244–245頁。西村, 前掲書, 121–126頁。
- 68) FRUS. 1951. vol. VI, *Part 1*, Frederick S. Dunn, *Peace-making and the Settlement With Japan*, 1963, p. 134.
- 69) 会議は, 日本及びインドシナ三国を含め55カ国が出席する予定であったが, インド, ユーゴスラビア, ビルマの三カ国は不参加であった。インドの不参加の理由は, 「①平和条約は, 日本に自由世界で名誉ある平等で満足な地位を与

アメリカの対日占領政策とその変遷〔2〕（池田）

えること。②極東の安定と平和に利害関係を持つ全ての国の参加を可能ならしめるものでなければならない」と強調したものであった。しかし、この条約は、インド政府の見解を満足させるものでないとしている（西村，前掲書，183-184頁）。

- 70) *Fin. op. cit.*, p. 165.
- 71) FRUS. 1951. vol. VI, Part 1,
- 72) 西村，前掲書，234-251頁。田村，前掲書，228-230頁。FRUS. 1951, vol. VI, Part 1, *op. cit.*, p. 886, pp. 1134-1135.
- 73) 西村，前掲書200-202頁。Acheson, *op. cit.*, pp. 216-217. 細谷，前掲書，273頁。
- 74) 西村，前掲書，228頁。
- 75) 同書，272-278頁。
- 76) 同書，272-278頁。
- 77) Acheson, *op. cit.*, p. 547.
- 78) 吉田茂，世界と日本，中央公論社，1992年，158頁。